

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【届出者の名称】	トヨタ自動車株式会社
【届出者の所在地】	愛知県豊田市トヨタ町1番地
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽一丁目4番18号
【電話番号】	<03>3817-7111
【事務連絡者氏名】	資本関連事業部長 森 山 由 英
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	トヨタ自動車株式会社 (愛知県豊田市トヨタ町1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本自己株公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載のない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第 1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、2025年6月3日付「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2025年6月3日付の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であることを決定しておりました。

本自己株公開買付けは、当社の関連会社であるトヨタ不動産株式会社(以下「トヨタ不動産」といいます。)(が2025年6月3日付で公表した「株式会社豊田自動織機(証券コード：6201)の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「豊田自動織機買付者プレスリリース」といいます。))に記載の、トヨタ不動産が設立した株式会社(2025年6月9日にトヨタアセット株式会社として設立され、以下「豊田自動織機買付者親会社」といいます。))がその発行済株式を全て所有する、2025年6月9日に豊田自動織機買付者親会社とは別に設立されたトヨタアセット準備株式会社(以下「豊田自動織機買付者」といいます。))による株式会社豊田自動織機(以下「豊田自動織機」といいます。))の株券等(以下「豊田自動織機株券等」といいます。))に対する公開買付け(以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。))に関連して実施することを予定していたものであり、当社は、2025年6月3日付で、トヨタ不動産との間で基本契約(以下「本基本契約」といいます。))を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されており、その後、2025年6月20日付で、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者が本基本契約の当事者となっております。

また、当社は、2026年1月14日付及び同年3月6日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、本出資(下記において定義します。))における出資条件の変更及び本自己株公開買付けの条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。(なお、本基本契約の詳細については、下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(7) その他」の「本基本契約の締結」をご参照ください。))。

本自己株公開買付けは、本基本契約に基づき、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施することを予定しておりましたが、今般、豊田自動織機買付者が2026年3月24日付で公表した「株式会社豊田自動織機(証券コード：6201)の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(以下「豊田自動織機買付け結果プレスリリース」といいます。))に記載のとおり、当社は、豊田自動織機買付者から、豊田自動織機公開買付けに豊田自動織機株券等191,087,116株の応募があり、買付予定数の下限である126,215,300株以上となったため、豊田自動織機公開買付けが成立した旨の連絡を受けたことを踏まえて、当社において本自己株公開買付けの前提条件を妨げる事情はないと判断したことから、当社は、2026年3月30日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、当社のウェブサイト上の「配当金について」に掲載のとおり、株主の皆様の利益向上を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めております。配当金については、安定的・継続的に増配を行うよう努めております。

今後も厳しい競争を勝ち抜き、モビリティカンパニーへの変革に向けて、内部留保資金については、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境技術やお客様の安全・安心のための安全技術等の次世代の成長投資、従業員や取引先、地域社会等を含めた全てのステークホルダーの皆様のために活用していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの配当は、定款に基づき、取締役会で決議しております。

2025年3月期の配当につきましては、中間配当金については1株当たり40円、期末配当金については1株当たり50円の配当を実施しており、配当性向(連結)は25.0%となります。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。なお、当社は2025年6月2日までの過去10年間に於いて、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数(注1)	累計取得価額の総額
2015年11月5日開催 取締役会	2016年2月8日～ 2016年3月9日	23,000,000株 (115,000,000株)	139,306,482,600円
2016年5月11日開催 取締役会	2016年5月18日～ 2016年9月2日	87,522,700株 (437,613,500株)	499,984,872,900円
2016年11月8日開催 取締役会	2016年11月15日～ 2017年1月26日	29,033,000株 (145,165,000株)	199,984,654,400円
2017年5月10日開催 取締役会	2017年5月17日～ 2017年8月22日	40,335,500株 (201,677,500株)	249,984,863,600円
2017年11月7日開催 取締役会	2017年11月14日～ 2018年2月21日	33,372,900株 (166,864,500株)	249,984,504,300円
2018年5月9日開催 取締役会	2018年5月16日～ 2018年8月2日	40,808,800株 (204,044,000株)	299,981,727,100円
2018年11月6日開催 取締役会	2018年11月13日～ 2019年1月28日	36,813,900株 (184,069,500株)	249,981,516,800円
2019年5月8日開催 取締役会	2019年5月15日～ 2019年9月20日	43,347,500株 (216,737,500株)	299,999,971,300円
2019年11月7日開催 取締役会	2019年11月11日～ 2020年3月3日	26,185,400株 (130,927,000株)	199,999,343,174円
2021年5月12日開催 取締役会	2021年6月18日～ 2021年9月22日	25,841,400株 (129,207,000株)	249,999,938,600円
2021年11月4日開催 取締役会	2021年11月5日～ 2022年3月7日	70,355,500株	149,999,840,600円
2022年3月23日開催 取締役会	2022年3月24日～ 2022年5月10日	46,225,900株	99,999,829,781円
2022年5月11日開催 取締役会	2022年6月17日～ 2022年11月1日	90,270,600株	185,684,676,616円
2022年11月1日開催 取締役会	2022年11月2日～ 2023年3月16日	79,158,400株	149,999,952,100円
2023年5月10日開催 取締役会	2023年5月18日～ 2023年10月30日	64,590,700株	149,999,927,050円
2023年11月1日開催 取締役会	2023年11月2日～ 2024年4月24日	32,097,200株	99,999,796,450円
2024年5月8日開催 取締役会	2024年5月9日～ 2025年4月15日	117,063,600株	315,514,505,582円

(注1) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。))1株につき5株の割合で株式の分割を実施しております。上表のカッコ内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

また、当社は、上表に記載された以外にも、2024年5月8日開催の取締役会において決議された自己株式取得として、2024年7月23日に自己株式の公開買付け(買付け等の期間：2024年7月24日～2024年8月26日)を行うことを公表し、2024年8月27日公表の「自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、取得株式数として290,122,375株、取得価額の総額として806,830,324,875円を取得いたしました。さらに、当社は、2024年5月8日開催の取締役会及び2024年9月24日開催の取締役会における決議により、2024年9月25日に自己株式立会外買付(ToSTNeT-3)により、取得株式数として29,673,300株、取得価額の総額として77,655,026,100円の自己株式の取得を行いました。

このように、当社は、これまで継続的に自己株式の取得を実施してまいりました。

そのような中で、当社は、2024年12月16日に豊田自動織機に対して同社の非公開化の検討に係る初期的な意向表明書を提出する一方で、2025年2月上旬より、トヨタ不動産との間で、豊田自動織機公開買付けの可能性等について初期的な協議を開始しました(当該協議に関しては、豊田自動織機買付者プレスリリースを参照ください。)。そして、当該協議の過程で、豊田自動織機株券等を非公開化することを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)全体の実行可能性を確認するために、豊田自動織機に対して、同社が保有する当社普通株式の売却可能性について連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、当社は、豊田自動織機が所有する当社普通株式を自己株式として当社が取得することとすれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が可能であることにも鑑み、豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部(2025年6月3日現在の所有株式数：1,192,330,920株、所有割合(注2)9.15%)を取得することを前提とした自己株式の取得について検討を開始いたしました。

(注2) 「所有割合」とは、()当社が2025年5月8日に公表した「2025年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(15,794,987,460株)から、()同日現在当社が所有する自己株式数(2,746,057,686株)に当社が2025年4月18日に公表した「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ」に記載された同年4月1日から同年4月15日までの期間に当社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である16,226,100株を加算した自己株式数(2,762,283,786株)を控除した株式数(13,032,703,674株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

当該自己株式取得の具体的な方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、豊田自動織機以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じる可否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従い公開買付けの手続により買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、当社は、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本自己株公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、豊田自動織機が保有する当社普通株式について、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(小数点以下四捨五入。以下、終値の記載において同じとします。)又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値(小数点以下四捨五入。以下、終値の平均値の計算において同じとします。)のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額(小数点以下四捨五入。以下、ディスカウントした金額の計算において同じとします。但し、かかる金額が一定の上限金額を上回る場合には、当該上限金額。)で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、2025年5月23日に、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例(「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」において定義します。)77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例66件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。)が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例(2026年1月時点)(「3 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の基礎」において定義します。)89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例78件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。)が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。

その結果、2025年6月2日にトヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が2025年6月3日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株(所有割合:9.15%)の全部について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

また、当社は、トヨタ不動産より、同社が豊田自動織機買付者を通じて実施することを検討している豊田自動織機公開買付けに対する協力の一環として、豊田自動織機買付者プレスリリースに記載の、豊田自動織機公開買付けの成立後豊田自動織機公開買付けの決済時までの期間における、当社による豊田自動織機買付者親会社が発行する優先株式(無議決権株式でありかつ普通株式への転換権が付されていない種類株式となります。)の第三者割当増資による引受け(以下「本出資」といいます。)、及び、当社が所有する豊田自動織機株券等74,100,604株(豊田自動織機株券等所有割合(注3):24.66%)の全て(以下「当社所有豊田自動織機株券等」といいます。)について豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機公開買付けの成立後、豊田自動織機の株主を豊田自動織機買付者及び当社のみとし、豊田自動織機株券等を非公開化するための一連の手続(以下「豊田自動織機スクイズアウト手続」といいます。)の完了を条件として豊田自動織機によって実施される当社所有豊田自動織機株券等の自己株式取得(以下「豊田自動織機自己株式取得」といいます。)に応じて売却すること(以下、本自己株公開買付け及び本出資と合わせて「当社関与取引」といいます。)を要請され、併せて検討いたしました。

(注3) 「豊田自動織機株券等所有割合」とは、()豊田自動織機が2026年2月3日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2025年12月31日現在の豊田自動織機の発行済株式総数(325,840,640株)から、()同日現在豊田自動織機が所有する自己株式数(25,368,090株)を控除した株式数(300,472,550株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

豊田自動織機買付者プレスリリースに記載のとおり、豊田自動織機買付者親会社には、当社代表取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)が代表取締役会長を兼任するトヨタ不動産及び豊田氏が出資する予定であるところ、当社関与取引は、豊田自動織機買付者親会社が豊田自動織機買付者を通じて実施する豊田自動織機公開買付けを財務的に支援する面を有しており、豊田氏と当社との間に利益相反のおそれがあることから、かかる利益相反のおそれを可及的に回避し、公正性を担保すべく、豊田自動織機、トヨタ不動産及び豊田氏との間に重要な利害関係を有しない当社の社外役員の中から、金融市場に対する知見や豊富な実務経験を有し、また金融以外の分野においても幅広い知見を有する当社の社外取締役である大島眞彦氏、当社の社外監査役であるGeorge Olcott氏及び当社の社外監査役である長田弘己氏を委員とする諮問委員会(以下「本諮問委員会」といいます。)を設置し、本諮問委員会から()本自己株公開買付けを含む当社関与取引は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であるといえる旨、()当社関与取引の取引条件の妥当性は確保されているといえる旨、()当社関与取引においては公正な手続を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる旨、及び()当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であるといえる旨の答申書(以下「2025年6月3日付答申書」といいます。)を取得しております。本諮問委員会は、独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルート・コンサルティング(以下「プルート」といいます。)を、独立したリーガル・アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を、それぞれ選任してその助言を受けつつ、当社担当者及び当社が選任した独立したリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所等から当社関与取引の目的や手続について説明を受け、質疑応答を行い、また、当社担当者及び当社が選任した本出資にかかる第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)より本出資における出資条件の妥当性に関する説明を受け、質疑応答を行い、本自己株公開買付け価格の算定式につき妥当性を検討し、当該算定式を含む当社関与取引の取引条件の交渉状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べる等して本諮問委員会に対する諮問事項について検討を行い、上記のとおり答申を行っており、当該答申の理由の概要は以下のとおりです。

以下の点より、本自己株公開買付けを含む当社関与取引は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であるといえる。

後述の豊田自動織機の非公開化及び一連の取引に参画する意義・目的に記載の当社の目的並びに豊田自動織機買付者プレスリリース記載のトヨタ不動産及び豊田自動織機が認識している豊田自動織機を非公開化する意義に特段不合理な点はない。

すなわち、「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジするトヨタグループ(必ずしも親子会社・関連会社又は共同支配企業の関係にあるものではありませんが、当社、トヨタ不動産、株式会社デンソー、豊田通商株式会社、株式会社アイシンら合計18社(2025年3月31日現在)により構成されます。以下同じです。)にとって、モノの移動に関するリーディングカンパニーである豊田自動織機は欠かせない存在である。そして、豊田自動織機において、新たなモビリティ領域での成長を実現するためには、短期的な業績悪化の懸念に捉われず、長期的な視点に立ちながら、トヨタグループのプラットフォーム(ネットワーク、事業、技術、人材等)を最大限に活用し、トヨタグループ各社との事業連携・協調を深めていく必要があると考えられるし、そうすることにより、豊田自動織機の企業価値向上、ひいては当社及びトヨタグループの企業価値向上に資すると考えられる。

また、本取引は、トヨタグループ各社間の株式の持合いを大幅に解消することで資本効率の改善に向けた取組みを大きく前進させるものであって、これを通じて経営資源の最適配分が実現され、最終的にはトヨタグループ全体の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に資するものといえる。

豊田自動織機の非公開化を実現する本取引のスキームの合理性について、豊田自動織機買付者が買付者となって豊田自動織機の非公開化を実施する理由、本出資を実施する理由及び豊田氏が豊田自動織機買付者親会社への出資を予定する理由等については、不合理な点は認められない。

当社関与取引を含む本取引の目的及びスキームはいずれも合理的であり、当社の犠牲の下にトヨタ不動産及び豊田氏に不当に利益をもたらすために採用されたものとはいえない。

．以下の点より、当社関与取引の取引条件の妥当性は確保されているといえる。

本出資の条件の妥当性については、当社とトヨタ不動産との交渉は、下記．に記載の実効性のある公正性担保措置がとられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、優先株式の払込価格は、プルータス及びKPMGの株式価値算定結果のレンジの範囲内にあること、プルータスから取得したフェアネス・オピニオンの内容、優先株式の優先配当率は、プルータス及びKPMGが算定した優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内にあること、償還時期及びそれ以外の出資条件についても特段不合理な点は見当たらないことなどを総合的に勘案すると、優先株式の出資条件は、当社の犠牲の下、豊田氏やトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、出資条件の妥当性は認められる。

本自己株公開買付けの条件の妥当性については、当社は、基準の明確性及び客観性を重視しつつ、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得すること、当社と豊田自動織機との交渉は、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、10%というディスカウント率は、直近3年の同種事例66件をみても、一般的かつ合理的な水準といえること、買付価格以外の条件についても特段不合理な点は見当たらないことなどを総合的に勘案すると、本自己株公開買付けの条件は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、条件の妥当性は認められる。

豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性については、後述のとおり、その取得価格は、当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となるように設定されるところ、豊田自動織機公開買付けの公開買付価格(以下「豊田自動織機公開買付価格」という。)については、豊田氏の関与なく、実効性のある公正性担保措置がとられた上で豊田自動織機及びトヨタ不動産との間で真摯な交渉が行われたこと、豊田自動織機公開買付け後、速やかに豊田自動織機公開買付価格と同額でスクイズアウトすることが予定されていること、豊田自動織機公開買付価格は、豊田自動織機買付者親会社の第三者算定機関による株式価値算定結果の範囲内であること、プレミアムについては本取引に関する憶測報道前の2025年4月25日時点の豊田自動織機の株価終値を基準にすれば他の同種事例と比較しても一定の合理性が認められること等に照らすならば、豊田自動織機の非公開化は、一般に公正と認められる手続により行われるものといえ、そのような手続において決定された豊田自動織機公開買付価格は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、現時点において公正な価格であると評価できる。

．以下の点より、当社関与取引においては公正な手続を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる。

当社は、当社関与取引の公正性担保措置として、本諮問委員会の設置及び本諮問委員会からの答申書の取得、本諮問委員会における独立した法律事務所の助言の取得、本諮問委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、本諮問委員会の交渉への関与、当社における独立した法律事務所からの助言の取得、当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、当社における独立した検討体制の構築、適切な情報開示といった措置を実施しており、これらの公正性担保措置は、全体として有効に機能したことが認められる。

当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスは合理的であり、公正性を害する事情は見当たらない。

．上記．乃至．のとおり、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められるため、当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であるといえる。

なお、当社は、2025年6月3日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、本諮問委員会が2025年6月3日付答申書により当社の取締役会に行った答申内容に変更がないかを確認するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、上記書面決議により、当社関与取引の一環として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額(但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円)とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日(2025年6月3日)の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株(所有割合:9.15%)を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した1,192,331,020株(所有割合:9.15%)を上限とすることを決定いたしました。なお、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法等は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短期程では2026年1月15日に開始する予定であること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短期程での公表予定日の前日である2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、現在の豊田自動織機公開買付価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたい、豊田自動織機公開買付価格の見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更に関して前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付価格を引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受けて、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付価格の見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

また、当社は、別途、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の引き上げに伴い、資金調達額の拡大が必要であるため、本出資の総額を増額してもらいたい旨の要請を受け、本諮問委員会の意見も踏まえてトヨタ不動産との間で協議・交渉を行った結果、本出資の総額を7,060億円から最大で8,000億円に増額することを合意しました。

当社は、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、本諮問委員会が2025年6月3日付答申書により当社の取締役会に対して行った答申内容に変更がないか否かを確認するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定しておりました。上記を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格の変更等に係る意思決定に際して、本諮問委員会から、2025年6月3日付答申書の意見に変更はない旨の追加答申書(以下「2026年1月14日付追加答申書」といいます。)を2026年1月14日付で取得しております。なお、当該追加答申書の概要は以下のとおりです。

1. まず、豊田自動織機公開買付けに関連する一連の取引に関する2025年6月3日時点との主な変更点は以下の～である。

豊田自動織機買付者は、豊田自動織機公開買付価格を16,300円から18,800円に引き上げた。

豊田自動織機買付者は、従前、豊田自動織機公開買付けに係る決済に要する資金の一部を株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行からの借入れ(以下「本LB0ローン」という。)により賄うことを予定していたが、豊田自動織機公開買付価格の変更に伴い、本LB0ローンの借入金額は増額されることとなった。

豊田自動織機買付者は、残りの資金については、豊田自動織機買付者親会社からの普通株式出資により調達することを予定していたところ、本LB0ローンの借入金額の増額に伴い、当該普通株式出資による調達金額も増額されることとなった。

上記の普通株式出資の増額の原資として、豊田自動織機買付者親会社は、トヨタ不動産を割当先とする1,765億円の普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(トヨタ不動産)」という。)及び当社を割当先とする7,060億円の優先株式(以下「本優先株式」という。)の第三者割当増資(本出資)を行う予定であったが、本普通株式出資(トヨタ不動産)の払込金額は2,000億円に、本出資の払込金額は8,000億円に変更されることとなった。

2025年6月3日付答申書の時点では、本優先株式の譲渡には、取締役会による承認を要することが予定されていたが、その後、公開買付者親会社が取締役会非設置会社とされたことに伴い、譲渡承認機関は株主総会に変更された。

2. 次に、本自己株公開買付けに関する変更点は以下のとおりである。

本自己株公開買付けにおいては、本自己株公開買付価格に関する条件が以下のとおり変更されることとなった。

すなわち、本自己株公開買付価格は、「本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格」とされており、この点に変更はない。他方で、2025年6月3日付答申書の時点では、本自己株公開買付価格について、「当社取締役会決議日(2025年6月3日)の前営業日である2025年6月2日の当社普通株式の終値2,691円を本自己株公開買付価格の上限とする」旨の上限が設定されていたところ、当該上限は、「本自己株公開買付けの実施予定に係る当社取締役会決議日(2026年1月14日)の前営業日である2026年1月13日の当社普通株式の終値3,641円を本自己株公開買付価格の上限とする」に変更された。

3. また、豊田自動織機自己株式取得に関する変更点は以下のとおりである。

上記1.のとおり、豊田自動織機買付者は豊田自動織機公開買付価格を16,300円から18,800円に引き上げたため、これに応じて豊田自動織機自己株式取得の取得価格は、13,416円から15,491円に変更されることとなった。

以上を踏まえて本諮問委員会にて検討された追加意見の内容は以下のとおりである。

・諮問事項 (当社関与取引の目的の合理性)について

当社関与取引を含む本取引の目的について、2025年6月3日時点から変更された点は認められないから、2025年6月3日付答申書の内容に変更はない。

・ 諮問事項（当社関与取引における取引条件の妥当性について）

まず、2025年6月3日付答申書において詳述し、その概要を2025年6月3日付「自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定並びに自己株式の消却に関するお知らせ」においても記載しているとおり、当社は、本取引を通じて、豊田自動織機が短期的な業績悪化の懸念にとらわれず、長期的な視点でモノの移動に関するリーディングカンパニーとしての成長を実現していくことで豊田自動織機の企業価値向上ひいてはトヨタグループ全体の価値向上に資するものであり、本取引を実現させることはトヨタグループ全体にとって極めて重要と捉えている。また、本取引は、トヨタグループ各社間の株式の持合いを大幅に解消することで、資本効率の改善に向けた取り組みを大きく前進させるものであって、これを通じて経営資源の最適配分が実現され、最終的にはトヨタグループ全体の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に資すると評価できるものである。

こうした状況下にあつて、豊田自動織機公開買付価格の増額をはじめとする当社関与取引の取引条件の一部変更は、特定の当事者を利するものではなく、本取引の実現可能性を高めることを目的とするものであって、条件変更の目的自体には合理性が認められる。

(1) 本出資の条件の妥当性

当社とトヨタ不動産との交渉は、実効性のある公正性担保措置がとられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、本優先株式の払込価格は、ブルーアス及びKPMGの株式価値算定結果のレンジの範囲内にあること、再度、ブルーアスより追加取得されたフェアネス・オピニオンにおいては、本優先株式の払込価額は当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見が述べられていること、本優先株式の優先配当率は、ブルーアス及びKPMGが算定した本優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内にあること、償還時期及びそれ以外の出資条件についても特段不合理な点は見当たらないこと、などを総合的に勘案すると、本優先株式の出資条件は、当社の犠牲の下、豊田氏やトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、出資条件の妥当性は認められるといえる。

(2) 本自己株公開買付けの条件の妥当性

基準の明確性及び客観性を重視しつつ、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得する点に変更はないこと、本自己株公開買付けの条件変更に関する当社と豊田自動織機との交渉は、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、2025年6月3日の時点から10%というディスカウント率に変更はないところ、これは直近3年の同種事例78件をみても、一般的かつ合理的な水準といえること、買付価格の上限を変更する理由についても特段不合理な点は見当たらないこと、などを総合的に勘案すると、本自己株公開買付けの条件は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、条件の妥当性は認められる。

(3) 豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性

まず、変更後の豊田自動織機公開買付価格18,800円については、経済産業省の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」に準拠した公正性担保措置が講じられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、

豊田自動織機とトヨタ不動産の間での豊田自動織機公開買付価格に関する交渉は2025年12月17日に豊田自動織機からトヨタ不動産に対して豊田自動織機公開買付価格の引き上げ要請が行われて以降、両当事者間で複数回にわたる価格交渉が行われた結果、最終的に豊田自動織機公開買付価格は18,800円とされたものである。次に、豊田自動織機公開買付価格が公正な価格と言えるか否かについては、豊田自動織機とトヨタ不動産の間の交渉プロセスに不自然な点は認められないこと、第三者算定機関による株式価値算定結果を見ても、豊田自動織機公開買付価格は、豊田自動織機買付者の第三者算定機関による豊田自動織機株式の株式価値算定結果のレンジに収まっており、豊田自動織機公開買付価格は、豊田自動織機株式の本源的価値を相応に反映しているという評価が可能であること、豊田自動織機公開買付価格は、()豊田自動織機公開買付けの公表日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における豊田自動織機株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各単純平均値、()2025年6月2日の豊田自動織機株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各単純平均値、()憶測報道前の2025年4月25日時点の東京証券取引所プライム市場における豊田自動織機株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各単純平均値のいずれの株価に対してもプレミアムが付されているとの評価が可能であること、豊田自動織機買付者プレスリリースの公表によって豊田自動織機公開買付けのスキームや条件等の詳細が明らかになった後、他の潜在的な買収者にも対抗提案を行うことが可能な環境が構築され、間接的なマーケット・チェックが実施されたと評価できるところ、豊田自動織機公開買付けに競合する提案若しくは修正・取下げを求める提案はなされなかったこと、豊田自動織機及び豊田自動織機の特別委員会も、2025年6月3日時点における判断を変更し、18,800円という豊田自動織機公開買付価格で行われる豊田自動織機公開買付けについて、株主に対して応募推奨をする旨の判断に変更していることが認められる。

したがって、18,800円という豊田自動織機公開買付価格は公正な価格と評価でき、当社の犠牲の下にトヨタ不動産又は豊田氏が不当に利益を得ることにはならない取引条件といえる。

よって、豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性も認められる。

以上からすれば、当社関与取引における取引条件の妥当性は確保されているといえる。

・ 諮問事項（当社関与取引の手續の公正性）について

当社において講じられた公正性担保措置は以下のとおりである。

本諮問委員会の設置及び本諮問委員会からの答申書の取得

本諮問委員会における独立した法律事務所からの助言

本諮問委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本諮問委員会の交渉への関与

当社における独立した法律事務所からの助言

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社における独立した検討体制の構築

情報開示の状況

以上の公正性担保措置は、全体として有効に機能したものと評価できる。

具体的には、当社関与取引に際しては、全体として有効に機能すると評価できる適切な公正性担保措置が講じられ、当社の企業価値を高めつつ当社にとってできる限り有利な取引条件で当社関与取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されたものと評価し得る。

また、本出資の取引条件の交渉プロセス及び本自己株公開買付価格の上限に関する交渉プロセス、並びに当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスは合理的であり、公正性を害する事情は見当たらない。

以上からすれば、当社関与取引における公正性担保措置は全体として有効に機能したことが認められ、当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスも適切に執行されている。したがって、当社関与取引においては公正な手續を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる。

・ 諮問事項（当社関与取引実施の是非）について

上記で検討してきたとおり、2025年6月3日時点から変更された点を踏まえても、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められる。したがって、本諮問委員会は、当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であると考えます。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付価格を、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円)から、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円(上限)と変更すること等を決議いたしました。

その後、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け開始後における豊田自動織機の株主の皆様による豊田自動織機公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、豊田自動織機の株主の皆様による豊田自動織機公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、豊田自動織機公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、金融機関から必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、2026年2月28日に豊田自動織機公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固め、多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産とElliott Advisors (UK) Limited(以下「エリオット」といいます。))との間で一定の前提条件が充足された場合には、エリオット及びその関係者が所有することとなる豊田自動織機株式を豊田自動織機公開買付けに応募する旨の応募契約を2026年3月1日付で締結したことに伴い、豊田自動織機公開買付けの公開買付期間を2026年3月16日まで延長する旨の連絡を受けました。

また、その後、当社は、トヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付価格の変更の前提条件となっていた金融機関からの融資証明書が取得できることとなり、エリオットとの間で締結されている応募契約の前提条件も充足されることとなったため、予定どおりに豊田自動織機公開買付価格を20,600円に引き上げること及び豊田自動織機公開買付けの公開買付期間を2026年3月23日まで延長する旨の連絡を受けました。

さらに、豊田自動織機自己株式取得の取得価格は、後述のとおり、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額に設定されていることから、当社は、トヨタ不動産より、上記豊田自動織機公開買付価格の変更に伴い、豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格が15,491円から16,972円に変更されることとなった旨の連絡を受けました。

当社は、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、2025年6月3日付答申書により当社の取締役会に対して行った答申内容に変更がないか否かを確認するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定しておりました。上記のとおり、豊田自動織機公開買付価格の変更に伴い、豊田自動織機自己株式取得の取得価格が変更されることから、上記を踏まえ、豊田自動織機自己株式取得の取得価格の変更に係る意思決定に際して、本諮問委員会から、2025年6月3日付答申書及び2026年1月14日付追加答申書(2025年6月3日付答申書と併せて「本件答申書(2026年1月14日時点)」と総称します。)の意見に変更はない旨の追加答申書(以下「2026年3月4日付追加答申書」といいます。)を2026年3月4日付で取得しております。なお、当該追加答申書の概要は以下のとおりです。

・ 諮問事項（当社関与取引の目的の合理性）について

当社関与取引を含む本取引の目的について、2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書(2026年1月14日時点)の内容に変更はない。

・ 諮問事項（当社関与取引における取引条件の妥当性について）

() 本出資の引受条件について2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書(2026年1月14日時点)の内容に変更はない。

但し、本諮問委員会は、念のため、ブルータス及びKPMGに対し、金融機関からの借入金額の増額により本優先株式の株式価値算定結果に影響が生じるかを確認したところ、特段の影響は生じないとのことであり、本優先株式の払込金額はブルータス及びKPMGが算定した株式価値算定結果のレンジの範囲内であり、優先配当率はブルータス及びKPMGが算定した本優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内であることに変わりはないとのことであった。この意味でも本出資の条件の妥当性は担保されているといえる。

() 本自己株公開買付けの条件について2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書(2026年1月14日時点)の内容に変更はない。

() 以下の理由より、20,600円という豊田自動織機公開買付価格には妥当性が認められ、これに応じて変更された豊田自動織機自己株式取得の条件にも妥当性が認められる。

ア 豊田自動織機公開買付価格が18,800円から20,600円に引き上げられ、これに応じて豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格は15,491円から16,972円に変更される。これは、豊田自動織機の市場株価の推移等を踏まえ、トヨタ不動産と大株主(エリオット)との間で独立当事者間の交渉が重ねられ、豊田自動織機公開買付価格を20,600円とすることで合意に至ったことに伴うものである。

イ 一般に、利益相反構造がある状況下での価格交渉は、一方当事者の一般株主の利益の犠牲の下、他方当事者に不当に有利になる可能性が典型的に認められるため、公正性担保措置等によって独立当事者間の交渉にできるだけ近づけて交渉するのであるが、今回、トヨタ不動産は、大株主(エリオット)との間で独立当事者間の交渉を通じて20,600円という価格を合意したものである。

このような交渉プロセスの構造上、当社の犠牲の下にトヨタ不動産又は豊田氏が不当に利益を得る余地はなく、かかる交渉を経て合意された20,600円という価格は、その交渉プロセスからして合理性・妥当性が認められる。

ウ また、本諮問委員会は、2026年1月14日付追加答申書において、豊田自動織機公開買付価格が18,800円であることを前提に、豊田自動織機公開買付けにおいて講じられた公正性担保措置、豊田自動織機公開買付価格の交渉プロセス、株式価値算定結果とプレミアム水準など様々な観点から検討を行い、18,800円という豊田自動織機公開買付価格は公正な価格と評価できるとした。20,600円という豊田自動織機公開買付価格は、上記 から の観点からみても公正な価格と評価できる。

エ 以上より、20,600円という豊田自動織機公開買付価格には妥当性が認められ、これに応じて変更された豊田自動織機自己株式取得の条件にも妥当性が認められる。

・ 諮問事項（当社関与取引の手続の公正性）について

当社関与取引における手続について、2026年1月14日時点から変更された点は認められないから、本件答申書(2026年1月14日時点)の内容に変更はない。

・ 諮問事項（当社関与取引実施の是非）について

上記検討のとおり、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められるから、本件答申書(2026年1月14日時点)の内容に変更はない。

当該追加答申書を踏まえ、当社において変更後の豊田自動織機自己株式取得の取得価格(16,972円)は、上記豊田自動織機公開買付価格の変更に応じた金額となっており、条件の妥当性が認められると判断したことから、当社は、2026年3月6日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、豊田自動織機自己株式取得の1株当たり取得価格を15,491円から16,972円に変更することを決議いたしました。これにより、2027年3月期中に当社所有豊田自動織機株券等を豊田自動織機自己株式取得を通じて売却した場合には、2027年3月期の当社個別決算において、関係会社株式売却益として1兆2,063億円を計上する見込みです。また、同期の当社連結決算においても、関係会社株式売却益として約6,000億円を計上する見込みです。なお、これらの金額は現時点における概算値であり、今後変動する可能性があります。

その後、当社は、豊田自動織機買付者が2026年3月24日付で公表した豊田自動織機買付け結果プレスリリースに記載のとおり、当社は、豊田自動織機買付者から、豊田自動織機公開買付けに豊田自動織機株券等191,087,116株の応募があり、買付予定数の下限である126,215,300株以上となったため、豊田自動織機公開買付けが成立した旨の連絡を受けました。当社は、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けに関する取締役会決議前に、本諮問委員会に対して、本諮問委員会が2025年6月3日付答申書により当社の取締役会に対して行った答申内容に変更がないか否かを確認するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定していたことを踏まえ、本自己株公開買付けに係る意思決定に際して、本諮問委員会から、2025年6月3日付答申書、2026年1月14日付追加答申書及び2026年3月4日付追加答申書(以下「本件答申書」と総称します。)の意見に変更はない旨の更なる追加答申書を2026年3月26日付で取得しております。なお、当該追加答申における追加意見の内容は以下のとおりです。

・ 諮問事項 (当社関与取引の目的の合理性)について

当社関与取引を含む本取引の目的について、2026年3月4日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

・ 諮問事項 (当社関与取引における取引条件の妥当性について)

当社関与取引における取引条件について、2026年3月4日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

・ 諮問事項 (当社関与取引の手続の公正性)について

当社関与取引における手続について、2026年3月4日時点から変更された点は認められないから、本件答申書の内容に変更はない。

・ 諮問事項 (当社関与取引実施の是非)について

上記検討のとおり、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められるから、本件答申書の内容に変更はない。

当該追加答申書を踏まえて、当社において本自己株公開買付けの前提条件を妨げる事情はないと判断したことから、当社は、2026年3月30日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けを実施すること、本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日である2026年3月27日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)とすることを決議し、かかる決議に基づき最終的に本自己株公開買付価格を3,067円と決定いたしました。

なお、上記のとおり、本自己株公開買付けを含む当社関与取引については、豊田氏と当社との間に利益相反のおそれがあることから、同氏は、当社における当社関与取引の検討や関係者との協議において、当社の立場では参加しておりませんが、2025年6月3日の取締役会決議に代わる書面決議、2026年3月6日付の取締役会決議に代わる書面決議及び2026年3月30日付の取締役会決議に代わる書面決議においては、同氏からも書面による同意を取得しております。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、同氏は、上記議案につき同法第369条第2項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わることができるかと解される可能性があり、かかる場合には、同氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2026年2月6日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「2026年3月期第3四半期決算短信」といいます。))に記載された2025年12月31日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。))は7,918,907百万円(手元流動性比率は1.9ヶ月)(注4)であり、本自己株公開買付けの買付け等に要する資金(3,656,897百万円)に充当した後も、手元流動性は4,262,010百万円(手元流動性比率は1.0ヶ月)(注5)になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

(注4) 2026年3月期第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2026年3月期第3四半期決算短信から計算される月商(2026年3月期第3四半期累計連結営業収益を9ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。))により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。))です。

(注5) 2026年3月期第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2026年3月期第3四半期決算短信から計算される月商により除した値(小数点以下第二位を四捨五入。))です。

なお、本自己株公開買付けは、上記のとおり、豊田自動織機の非公開化の一環として実施されるものではありませんが、当社として、豊田自動織機の非公開化及び一連の取引に参画する意義・目的について、以下のように考えております。

当社としては、1926年11月に豊田佐吉発明の「G型自動織機」を製造するため、愛知県刈谷市に設立された株式会社豊田自動織機製作所(現在の豊田自動織機)内に1933年に開設された自動車部を起源として、創設以来、「自動車を通じて豊かな社会づくり」を目指して、自動車生産・販売を軸とする事業活動を行ってきましたが、現在、自動車業界は百年に一度の変革期にあり、トヨタグループとして、「幸せの量産」を使命に「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジするとともに、これらを通じて、日本ひいては世界のモビリティ産業の発展に貢献することを目指しております。モビリティの領域には、ヒト、モノ、情報及びエネルギーという4つの視点があり、その中でも当社は、ヒトの移動という観点でクルマの進化に取り組み、笑顔があふれる「モビリティ社会」の実現に貢献していくことを目指しています。一方で、当社としては、トヨタグループが「モビリティカンパニーへの変革」を目指すにあたっては、ヒトの移動だけでなくモノの移動にも注力する必要があると考えており、トヨタグループの中でフォークリフトから物流機器・システムに至る幅広い領域の商品・サービスの開発・生産・販売を行う産業車両事業を有し、モノの移動に関するリーディングカンパニーとしてグローバルに活躍する豊田自動織機は、これらの変革に欠かせない存在であり、更なる競争力強化が重要であると考えております。

他方で、トヨタグループ各社は、トヨタグループの更なる成長の実現のため、当社のウェブサイトにて2023年11月29日にお知らせした「モビリティ・カンパニーへの変革に向けた成長投資加速」等に記載のとおり、2023年度より、これまでの良好な関係を保つことができる資本関係を維持しつつ、トヨタグループ各社が相互に所有する株式を売却することによって得られた資金をトヨタグループ各社において有効活用することにより、資本効率の向上に取り組んでおり、当社は、その一環として、当社として、豊田自動織機との資本関係についても、その見直しを含めて、様々な選択肢を継続して検討してまいりました。

その結果、当社としては、豊田自動織機が現在の収益ビジネスの基盤を維持・強化しながらも、短期的な業績悪化の懸念にとらわれず、豊田自動織機がトヨタグループのプラットフォーム(ネットワーク、事業、技術、人材等)を最大限に活用し、トヨタグループ各社との事業連携・協調を深め、新たな販路や事業を切り拓いていくことで長期的な視点でモノの移動に関するリーディングカンパニーとしての成長を実現していくことが豊田自動織機の企業価値向上、ひいては「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジしているトヨタグループ全体の価値向上に資すると考え、トヨタグループ各社における資本関係の見直しを進める中で、豊田自動織機において非公開化を検討すべきとの判断に至りました。上記背景の下、当社は、2024年12月16日、豊田自動織機に対して、トヨタグループがヒト、モノ、情報、エネルギーの移動を支えるモビリティ産業を牽引する企業グループへの変革を果たしていく中で、豊田自動織機が産業車両、物流ソリューションといったモノの移動を中心とした領域をトヨタグループ内で牽引するとともに、また、トヨタグループとの一層の連携深化を通じて、豊田自動織機自動車事業の競争力を強化することを目的に、非公開化を含む抜本的な施策を検討すべきであると考え、公開買付けを含む豊田自動織機の非公開化の検討に係る初期的な意向表明書を提出いたしました。

なお、トヨタ不動産は、上場廃止による一般的なデメリットとして挙げられる、(a)公募によるエクイティファイナンスが困難となること、(b)豊田自動織機の従業員のモチベーション低下や人材流出が生じる可能性、(c)豊田自動織機の従業員の採用に悪影響が生じる可能性、(d)既存顧客との取引や新規顧客の獲得において悪影響が生じる可能性、(e)コンプライアンス体制への影響、及び(f)その他取引先をはじめとするステークホルダーからの信用が低下する可能性、のうち、(a)については、本取引後当面の間、資本市場からの資金調達が必要となる状況は想定していないとのことですが、今後の事業推進(物流ソリューション、電池等)において大きな資金が必要となった場合には、トヨタグループの信用力を活用し、エクイティファイナンスを含む大きな資金需要にも対応できる財務構造とサポート体制の構築が可能となると考えているとのことであり、当社としても同様に考えております。また、(b)～(f)については、豊田自動織機が上場廃止となっても、トヨタグループの一員という位置づけは変わらない一方、一定の悪影響が生じる可能性もありますが、豊田自動織機との間で協議しながらグループ間の結束を深める中で、その悪影響を最小化するように対応・克服していくことができると考えているとのことであり、当社としても同様に考えております。

その後、当社は、豊田自動織機の非公開化にあたっては、自動車事業を行う当社又はその子会社が豊田自動織機を非公開化すると、自動車業界における技術革新や市場の変化への対応を念頭においてビジネスを行う自動車OEMの視点に捉われるおそれがあることから、非自動車事業である産業車両事業を営んできた豊田自動織機が、新たなモビリティ領域での成長を実現するためには、当社又はその子会社以外の者を買付者とするすることで、産業の垣根を越えて、革新的な発想や多様な視点を積極的に取り入れ、次世代のモビリティ領域における成長を実現するためのアプローチを追求する必要があると考えました。また、当社は、トヨタグループの源流となる企業である豊田自動織機が、歴史的にトヨタグループ各社との間で協業を進めてきた背景も踏まえ、当社又はその子会社が豊田自動織機を非公開化するのではなく、トヨタグループ各社との事業連携・協調の深化を企図するという観点でトヨタグループ各社が株主であるトヨタ不動産が、そして、本取引に対するコミットメントの観点で豊田氏が、それぞれ豊田自動織機の議決権を直接又は間接に有する株主となることが、トヨタグループ全体の成長にとって最適であるとの考えを深めました。(本取引に関与するトヨタグループ各社のトヨタ不動産株式所有割合(注6)は下表のとおりです。)

社名	所有割合
トヨタ自動車	24.46%
豊田自動織機	19.43%
デンソー	19.00%
アイシン	11.00%
豊田通商	7.00%

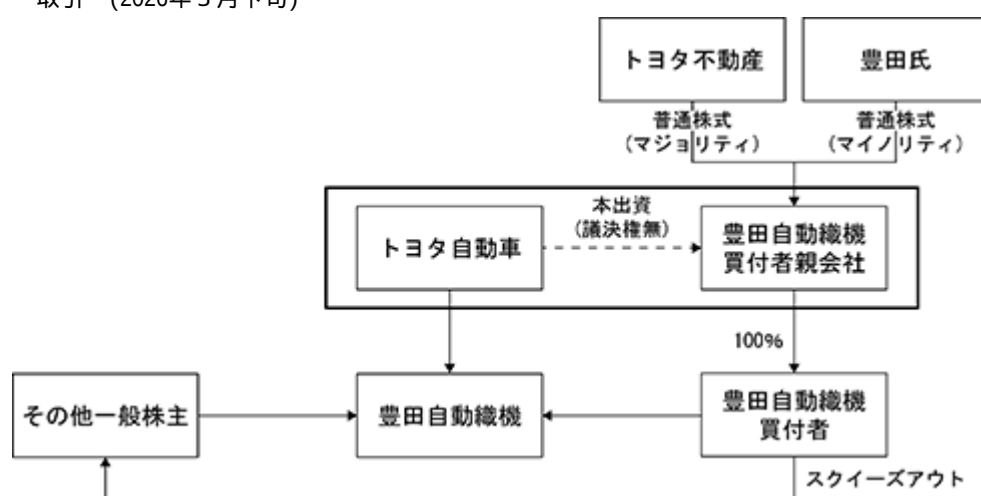
(注6) 「トヨタ不動産株式所有割合」とは、2025年3月31日現在のトヨタ不動産の発行済株式総数(24,400,000株)から、同日現在トヨタ不動産が所有する自己株式数(0株)を控除した株式数(24,400,000株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

なお、全体スキームの中で当社が関与する取引は、本出資(無議決権優先株式8,000億円、優先配当率年率8.6%(複利))、本自己株公開買付け、及び当社所有豊田自動織機株券等を豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機自己株式取得に応じて売却する取引となりますが、は、物流ソリューション事業をはじめとする非自動車領域の成長分野を持つ豊田自動織機の非公開化をサポートするために当社に蓄積してきた潤沢なキャッシュを投下するものであり、長期目線で豊田自動織機の競争力強化、価値向上を支えることでトヨタグループ全体の企業価値向上にもつながるものと考えております。その結果、当社として、事業面でのリターンと、出資形態を優先株式とすることによる経済面でのリターンを確保できるものと考えております。また、は、本取引全体を検討する中で、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却が必要となる可能性を、当社より豊田自動織機に連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、更に検討を進め、一般株主への影響を最小限に抑える観点から選択されたものであり、本自己株公開買付け価格の決定に際しては、価格算定式の採用とディスカウント率の設定により当社株主への配慮も十分になされていると考えております。また、は、トヨタグループ各社の持合い解消の推進という意味合いに加えて、豊田自動織機自己株式取得の取得価格として、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額が設定されていることから、当社所有豊田自動織機株券等について豊田自動織機公開買付けに応募した場合と実質的に同等の経済的利益が得られるものと考えております。

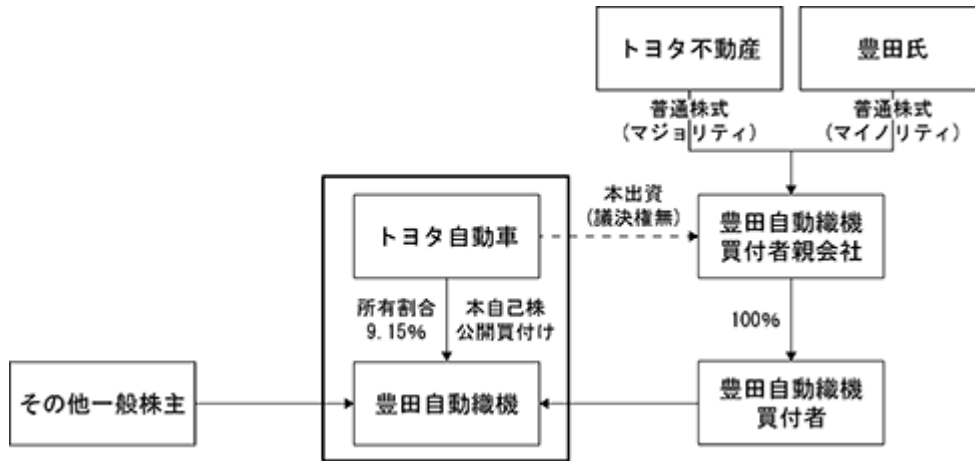
当社としては、豊田自動織機の非公開化を通じて、トヨタグループのモビリティカンパニーとしての成長の加速が見込めることから、当社株主の皆様に対しても当社の今後の企業価値向上へ向けた道筋をより具体的にお示ししやすくなるものと考えております。(全体スキームの詳細につきましては、「豊田自動織機買付者プレスリリース」をご参照下さい。)

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

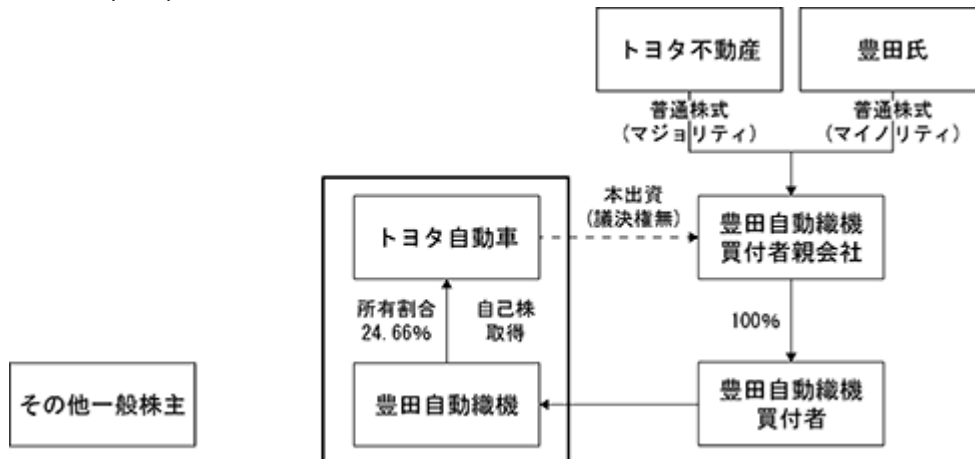
取引 (2026年3月下旬)



取引 (2026年3月下旬開始)



取引 (未定)



3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

15,794,987,460株(2026年3月31日現在)

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	1,192,331,020株	4,341,277,243,820円

(注1) 取得する株式の総数1,192,331,020株の2025年12月31日時点の発行済株式総数(自己株式を除く13,033,386,727株)に占める割合は、9.15%(小数点以下第三位を四捨五入)です。

(注2) 取得する株式の総数は、2026年3月30日付の取締役会決議に代わる書面決議により決定された取得する株式の総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、2026年3月30日付の取締役会決議に代わる書面決議により決定された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 取得することができる期間は、2026年3月31日から同年6月30日までです。

(4) 【その他(―)】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年3月31日(火曜日)から2026年4月27日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年3月31日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金3,067円
算定の基礎	当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例(以下「参考事例」といいます。)77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例66件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。))が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、2023年1月から2025年12月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例(以下「参考事例(2026年1月時点)」)といいます。)89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例78件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。))が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が2025年6月3日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株(所有割合:9.15%)の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付け価格は本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額(但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円)とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日(2025年6月3日)の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付け価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株(所有割合:9.15%)を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した1,192,331,020株(所有割合:9.15%)を上限とすることを決定いたしました。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短日程では2026年1月15日に開始する予定であること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短日程での公表予定日の前日である2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付け価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、

豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、現在の豊田自動織機公開買付け価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたい、豊田自動織機公開買付けの見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更に関して前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付けを引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受けて、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付けの見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円)から、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円(上限)と変更すること等を決議いたしました。

	その後、当社は、豊田自動織機買付者が2026年3月24日付で公表した豊田自動織機買付け結果プレスリリースに記載のとおり、当社は、豊田自動織機買付者から、豊田自動織機公開買付けに豊田自動織機株券等191,087,116株の応募があり、買付予定数の下限である126,215,300株以上となったため、豊田自動織機公開買付けが成立した旨の連絡を受けたことを踏まえて、当社において本自己株公開買付けの前提条件を妨げる事情はないと判断したことから、当社は、2026年3月30日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けを実施すること、本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日である2026年3月27日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)とすることを決議し、かかる決議に基づき最終的に本自己株公開買付価格を3,067円と決定いたしました。 また、本自己株公開買付価格である3,067円は、本書提出日の前営業日である2026年3月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,224円に対して4.87%をディスカウントした金額となります。
算定の経緯	当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例66件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。))が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。))において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。なお、当社は、本自己株公開買付けの上限価格の変更に係る意思決定に際して、ディスカウント率についても改めて検討を行い、参考事例(2026年1月時点)89件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例(合計11件)を除く事例78件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。))が64件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。))において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的であり、適切な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が2025年6月3日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株(所有割合:9.15%)の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年6月3日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付け価格は本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額(但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円)とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日(2025年6月3日)の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付け価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株(所有割合:9.15%)を買付予定数とし、買付予定数を越えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した1,192,331,020株(所有割合:9.15%)を上限とすることを決定いたしました。

その後、当社は、2025年12月18日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付けを最短期間では2026年1月15日に開始する予定であること及び近時の当社の株価の上昇を踏まえ、本自己株公開買付けの上限価格を豊田自動織機公開買付けの開始に係る最短期間での公表予定日の前日である2026年1月13日の終値に変更することを検討してもらいたい、との要請を受けました。また、2025年12月23日には豊田自動織機より、近時の当社の株価の上昇を踏まえた本自己株公開買付け価格の再検討の申し入れを受けました。当社は両社からの申し入れに関して慎重に検討を行った結果、2025年12月29日付の書面で両社に対して、

豊田自動織機公開買付け及び一連の取引を実現させることは、トヨタグループ全体にとって極めて重要であるが、現在の豊田自動織機公開買付け価格では成立の可能性は必ずしも高いとはいえないことを踏まえ、豊田自動織機公開買付けの成立可能性を高め、一連の取引を実現するために必要な対応を講じて頂きたく、豊田自動織機公開買付け価格の見直しを含む対応を行い、一連の取引の実現可能性が高まると合理的に判断できる場合には、本自己株公開買付けの上限価格の変更に関して前向きに検討すると回答いたしました。その後、当社は、2026年1月8日付でトヨタ不動産より、豊田自動織機公開買付け及び一連の取引の成立確度を高めるべく、豊田自動織機公開買付け価格を引き上げて交渉を行っている状況であり、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾してもらいたい旨の要請を受けました。これを受けて、当社は、本諮問委員会の意見も踏まえ、トヨタ不動産が豊田自動織機公開買付け価格の見直しを含む対応を現実に行っており、一連の取引の実現可能性を高めるために本自己株公開買付けの上限価格の変更を行うことは合理的であると考え、2026年1月9日付で、当社の取締役会において必要な決議を行うことを前提に、本自己株公開買付けの上限価格の変更を応諾する旨を回答いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株公開買付け価格を、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,691円を上回る場合には2,691円)から、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)に変更すること、及び、それに伴い、自己株式の取得価額の総額を4,341,277,243,820円(上限)と変更すること等を決議いたしました。

	その後、当社は、豊田自動織機買付者が2026年3月24日付で公表した豊田自動織機買付け結果プレスリリースに記載のとおり、当社は、豊田自動織機買付者から、豊田自動織機公開買付けに豊田自動織機株券等191,087,116株の応募があり、買付予定数の下限である126,215,300株以上となったため、豊田自動織機公開買付けが成立した旨の連絡を受けたことを踏まえて、当社において本自己株公開買付けの前提条件を妨げる事情はないと判断したことから、当社は、2026年3月30日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付けを実施すること、本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日である2026年3月27日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額(但し、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,641円を上回る場合には3,641円)とすることを決議し、かかる決議に基づき最終的に本自己株公開買付価格を3,067円と決定いたしました。
--	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,192,330,920(株)	—(株)	1,192,330,920(株)
合計	1,192,330,920(株)	—(株)	1,192,330,920(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,192,330,920株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,192,330,920株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本自己株公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本自己株公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本自己株公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

なお、本自己株公開買付けにおいてオンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)を経由した応募の受付は行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本自己株公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、後述のみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。(注2)

個人株主が本自己株公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。))の株式等について本自己株公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本自己株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人))に限り、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われな

こととなります。(注2)
応募株主等の全部又は一部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り、(「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。)

野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください(窓口にて写しをとらせていただく場合があります。)

コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)。以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー(個人番号)を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)	マイナンバーカード(個人番号カード) オンライン専用支店に口座を開設する場合、 [A]又は[B]よりいずれか1点
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点 オンライン専用支店に口座を開設する場合、 [A]又は[B]よりいずれか2点
マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
2020年2月4日以降に発給申請した「旅券(パスポート)」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

・ 法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・ 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	3,656,878,931,640
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,656,896,931,640

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,192,330,920株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本自己株公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金等	預金の種類	金額(億円)
	譲渡性預金	5,767
	外貨普通預金(米ドル建て)	11,399
	外貨普通預金(ユーロ建て)	2,208
	譲渡性預金	8,500
	定期預金	7,500
	譲渡性預金	4,800
	計	40,175

(注) 上記「譲渡性預金」、上記「外貨普通預金(米ドル建て)」及び「外貨普通預金(ユーロ建て)」は、公開買付者が株式会社三菱UFJ銀行名古屋営業部に保有する譲渡性預金及び外貨普通預金であり、上記「譲渡性預金」は、公開買付者が株式会社三井住友銀行名古屋支店に保有する譲渡性預金であり、上記「定期預金」及び「譲渡性預金」は、公開買付者が株式会社みずほ銀行名古屋法人支店に保有する定期預金及び譲渡性預金です。なお、外貨預金における米ドルから日本円への換算は、2026年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の為替レートの仲値である1米ドル=159.99円で行われており、外貨預金におけるユーロから日本円への換算は、2026年3月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の為替レートの仲値である1ユーロ=184.05円で行われております。また、1億円未満を切り捨てております。

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番 1号

(2) 【決済の開始日】

2026年5月25日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」 「(1) 応募の方法」 及び をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(1,192,330,920株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本自己株公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本自己株公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本自己株公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本自己株公開買付けへの応募はお受けしません。

本自己株公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本自己株公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

本基本契約の締結

当社は、2025年6月3日付で、トヨタ不動産との間で、()当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、()当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、()当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、()豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されており、その後、2025年6月20日付で、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者が本基本契約の当事者となっております。

また、当社は、2026年1月14日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、本出資における出資条件の変更及び本自己株公開買付けの条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

また、当社は、2026年3月6日付で、トヨタ不動産、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者との間で、豊田自動織機自己株式取得の条件変更等に伴う本基本契約に関する覚書を締結しております。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2025年 9 月	10月	11月	12月	2026年 1 月	2 月	3 月
最高株価(円)	3,006	3,221	3,215	3,495	3,764	4,000	3,957
最低株価(円)	2,822	2,787	2,996	2,994	3,286	3,516	3,168

(注 1) 2026年 3 月については、3 月30日までのものです。

(注 2) 最高株価及び最低株価については、1 円未満を四捨五入しております。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第120期(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日) 2024年 6 月25日関東財務局長に提出

事業年度 第121期(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日) 2025年 6 月18日関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第122期中(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)2025年11月13日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

トヨタ自動車株式会社

(愛知県豊田市トヨタ町 1 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。